

令和6年4月期 和泊町農業委員会定例総会議事録

1. 開催場所 和泊町役場 結ホール 令和6年4月23日(火)
午前9時00分～

2. 出席者：
農業委員（14名）

野村会長 川畑委員 村山委員 皆吉委員 山田（兼）委員 榮委員 東委員 今井委員
山田（定）委員 三島委員 松田委員 大里委員 大福委員 加納委員

推進委員（8名）

山田（隆）委員 早川委員 田浦委員 川間委員 久富委員 里村委員 亘委員 前田委員

3. 議事日程

（1）議事録署名委員の指名

（2）議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の作成

議案第4号 農地のあっせん申出書の受理及びあっせん委員の選任について

議案第5号 令和6年度農地利用最適化交付金事業に係る最適活動の目標日程について

4. 報告

合意解約に関する報告

5. その他

①令和6年度和泊町農業委員会事務局の事務文掌について

②農業者年金の加入推進に係る加入推進部長の推薦について

③次期総会について

日時：令和6年5月23日（木）午前9時～

場所：和泊町役場（結ホール）

議案提出締切日：5月15日（水）午後5時

議案発送日：5月20日

④新年度会（歓送迎会）の開催について

日時：令和6年4月26日（金）午後6時半～

場所：ビジネスホテル うぐら浜

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 先田 資秀 事務局係長 名越 美希

事務局主査 先山 照子

制作者 逆瀬川 恵

○先田局長

おはようございます。時間になりましたので始めたいと思います。

本日の出席人数は、14名で、定足数に達しております。本日の総会は成立します。それでは、ただいまより令和6年4月期和泊町農業委員会定例会を開催します。

はじめに会長の挨拶をお願いいたします。

○野村会長

皆さんおはようございます。

先月の末、県の農業会議の総会に出席して先山さんと2人、推進会長の方に出席してきました。その辺の話は多分講習会の中で出てくると思いますので省きます。

新年度になり、事務局職員が変わりまして、しばらくの間、いろいろ我々とずれるところがあると思いますが、協力しながらやっていけたら慣れてくるかと思えます。よろしく願います。終わります。

○先田局長

はい。ありがとうございます。

それでは、和泊町農業委員会総会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、会長をお願いしたいと思います。

○野村会長

それでは進めていきたいと思えます。

最初に、議事録署名人、今井さん、東さんと私3名でいきたいと思えます。よろしいですか。

(全員挙手)

それでは議案に入ります。議案の第1号農地法第3条の規定による許可について。農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので次のとおり、審議を求めます。説明をお願いします。

○先田局長

はい。申請番号1番、種類が所有権移転、有償です。所在地が和泊大赤平地番〇〇地目が畑。こちらは農振農用地です。面積3,737㎡。渡人が手々知名の〇〇氏、受け人が同じく手々知名〇〇氏。申請事由としましてその他の資金を受けの理由として経営規模の拡大となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないと思われるため許可要件をすべて満たしていると思われまます。審議をお願いします。

続いて、申請番号2番、権利が所有権移転、こちら無償です。所在地が後蘭前田川地番〇〇。地目が畑。面積3,104㎡。渡人が後蘭の〇〇氏、受け人が上城の、〇〇氏です。申請事由としまして贈与、能力不足で耕作困難ということです。

続いて、申請番号3番、所有権移転、有償です。所在地が仁志字の7筆。内窪の〇〇、815㎡。同じく内窪の〇〇、2,357㎡。内窪の〇〇、3,085㎡。内窪の〇〇、面積が645㎡。赤水の〇〇2,467㎡、赤水の〇〇、2,457㎡、赤水の〇〇、2,971㎡。合わせまして、14,797㎡になります。こちら農振農用地です。申請事由としてその他の資金。これが農業委員のあっせんによる売買及び無償譲渡になります。内窪の〇〇のみ、無償譲渡645㎡になります。

申請番号4番の所有権移転、無償です。仁志字内窪の〇〇、他2筆で合計面積が1,732㎡になります。渡人が大阪府にお住まいの〇〇氏。受人が仁志字の〇〇氏になります。申請事由として贈与です。以上4件の申請は農地法第3条第2項各号に該当しないと思われるため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。審議をお願いします。

○野村会長

それでは1番から審議いたします。早川さん何かありますか。

○早川委員

この方農業を主にしていますよね。

○野村会長

実際この方が借りている形です。それを〇〇氏が売却しました。
意見を願います。2番，前田さん。

○前田委員

〇〇氏の息子さんが、みかんを作っていましたができないとのことで、本人同士で話がまとまっていたという話でした。

○野村会長

本人同士で話しがまとまってしまっはいけないので，そう言わないといけない。

○先山主査

あっせんではないですよ。それでしたら大丈夫です。

○野村会長

あっせんではないときは大丈夫だけ。はい，次。3番。

○亘委員

前年度ですね，〇〇氏の方から全部で10筆，あっせんが出ていた件ですけれども，〇〇氏は，有限会社〇〇の構成員です。最初6筆に購入ということでしたが，追加で無償の1筆は宅地の横にありまして，宅地と一緒にということの後から譲渡が入ってきました。

○野村会長

4番は，先程亘委員からの説明があったように，いつだったかな。先月からその前に〇〇氏から売りのあっせんが出た部分で，土地を全部処分するとのことです。〇〇氏はみんなご存知かと思いますが，ずっと農業して頑張っているの，問題はないと思います。よろしいですか。それでは1から4までに質問がある方はお願いします。

○東委員

1番の全面積〇〇万っていう1反10a当たり〇〇万。すごく安いと思う。こちらでは全面積が〇〇万にと書いてありますがこちら記載が間違いということですか。

○名越係長

こちら，売買契約書がありますので確認します。

○野村会長

〇〇万か。はい。これだけです。載せるなら〇〇万みたいな。

○名越係長

もちろん売買契約書の方の金額です。先ほどの売買の〇〇万という金額に訂正をお願いします。

○野村会長

はい。勘違いです。面積で〇〇円に書き換えてください。

○川畑委員

ちょっと何かこれでも安いな。

○先山主査

田浦さんの畑の横ですね。小学校のそこのすぐそばの畦布に行く道の所ですね。今映っている建物がなくなり畑になっています。

○野村会長

田浦委員，凄く安いですよ。〇〇万ってある。〇〇万をこれで割っているけれど，大分安いな。〇〇万円ぐらいしている。〇〇万です。そこを変えてください。他はないですか。

なければ1，2，3，4，一緒に採決をしたいと思います。許可をして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員賛成です。

次にいきます。議案の第2号。農地法5条の規定による許可について。農地法5条の規定による許可申請書を受理した。次の通り審議をお願いします。

○名越係長

はい。5ページお願いします。農地法第5条の第1項の規定による許可申請書が出ました。

整理番号1番，土地の所在内城出城地番が〇〇畑。面積が1,471㎡のうちの320㎡です。所有者は，〇〇氏，大阪府堺市在住の方です。借りているのは，〇〇氏が借りているところです。使用されるのが株式会社〇〇になります。変更後の転用計画は，進入路として使うということで一時転用になります。こちらは未相続農地になりまして2名の法定相続人がいます。1名は不明となっております。次のページの方に申請書等のコピーと計画と写真を載せております。

先月も共有地の転用についてありましたが，今回は主共有地の転用について説明させていただきます。

根拠法令(民法第251条)第1項の各共有者は，他の共有者の同意をえなければ共有物に変更(その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除く事項において同じ)を加えることができない。

第2項，共有者が他の共有者を知ることができず，又はその所在を知ることができないときは，裁判所は共有者の請求により当該他の共有者以外の他の共有者の同意を得て共有物に変更を加えることができる旨の裁判をすることができる。

2，その他の判断材料は，①5年間の賃貸借，②共有物の形状または効用の著しい変更該当しない軽微な変更，③紛争等の問題が発生した場合，申請者の責任において，解決するとの「誓約書」が添付されている。

3，総合意見として，申請地は農用地区域内農地であるが不許可の例外の「一時転用」に該当します。

一時転用地は，耕作者が使用している作業用道路を現状のまま使用する予定となっています。一時転用許可は継続して3年以内となっているが，申請者は採掘の進入道路として使用するため，長期使用すると思われる。採掘許可も継続して3年以内となっているため，一時転用許可も採掘許可の終了に合わせることにします。

今回申請に係る採掘許可は，令和6年10月5日までとなっているので，許可終了日もその終期に合わせることにします。その後，採掘許可の延長申請した場合の一時転用の許可については，前回の許可終了日から1ヶ月以上の使用しない期間を設けてまた申請を出していただいて許可をすることになります。

○野村会長

そういうことだそうです。何か質問ありますか。

○村山委員

いいですか。この議案について、2点3点質問したい。7ページの、2の③について「紛争等の問題が発生した場合、申請者の責任において解決すると、この誓約書が添付されている」これだけでその誓約書の内容が全くわかりません。契約書が添付されていれば、それだけ今回のこの審議を通るかというそんなに簡単なこの事案ではないと思います。これ長年続きます。土を取ると大変ですね。

私は担当地区なので、事務局にお願いして、被害防止に関する制約書というものを頂きました。その制約の内容について、疑問がありまして、ちょっと述べさせていただきたいと思います。

まず、被害防除に関する誓約書についてであります。これの2行目に誓約書にこれが書いてあるわけですが、2行目に隣接する農地等に被害が発生する恐れが生じた場合、または被害が発生した場合は、別紙に記載するとあります。これは、隣接する農地の被害について述べた内容であります。近隣の住民に対する被害が発生したときの対処方法、補償方法については一切記載されておりません。運搬時には大型ダンプが幾度となく、長年にわたり通ることになり、民間への砂ぼこりの飛散等々などの悪影響が容易に想像することができます。

この辺りのことについても、もっと掘り下げた慎重な検討、審議をする必要があると思います。ただ、この誓約書が添付されているからといって、多数決でこれを決められる問題じゃないと思います。

それともう1点です。農地を借りるものは、農業委員会の許可を受けなければならないとあります。これは農地法第3条ですね。しかし本件の契約書の根拠として提出されている〇〇氏については、この許可を受けていない。〇〇氏の農地台帳にも記載されていない。では、公的に認められていない耕作者が、本件の耕作する耕作者として、誓約書に署名捺印して提出する資格があるのか。それが認められるのかどうか。また、これの合法といえるか。

この説明をしていただきたい。続けていいですか。私たちはみなし解消に一丸となって取り組んできました。今後さらに推進していかなければならないと思っております。しかしながら、本件は全体で一生懸命取り組んできたことに対し、逆行する内容といえるのではないのでしょうか。引っかかるものがあります。

次に、昨晚相続人の〇〇氏と電話で聞き取りを行いました。〇〇氏の意向として、農業委員会のあっせん畑を貸したいと強く希望していました。このことから思いますと、正規の契約がすぐにも成立する可能性が高いです。これらの手順を追って契約を済ませた後で、法的な対応をしたほうがいいのではないのでしょうか。

そして私がいただいた誓約書には令和3年4月の8日の日付が記載されております。3年も前からこの計画があったのであれば、契約書作成等について十分な時間があったと思われま

今回は関係資料不十分として保留し、次回以降の審議に持ち越し、十分な審議を行った上で進めるべき事案であると提案いたします。

最後に本件の事業計画に対して反対するものではありません。合法で納得のいく手順で進めていただきたいと思います。以上です。審議をお願いします。

○野村会長

はい。今話を聞いて、4つの問題点を指摘されました。

まず災害の防除をどのようにするのかということ、耕作者の許可の件、また地主さんが契約をしたいといっているの、担当で契約をしてそのあとに続けるべきじゃないかということですね。近隣住民の迷惑防止に対すること。以上4つ。全部明確にしてから進めるべきだということを行っていると思います。皆さん何か意見ありますか。

○川畑委員

今の指摘でとても納得しました。凄く大切なところを見落としているのではないかと、この今回の件は思うので、しっかり契約をしてから、というところが大切になってくるのかなと思

います。上がってきたものに対して深く掘り下げていくことが凄く大切なのだと、自分も含めてこういう読み解いていくことの大切さっていうところを感じました。まず、順序立ててやっていくことが必要なのではないかと思います。

○野村会長

他に誰か意見はないですか。

○大福委員

何ひとつ意味がわからないのだけどね。この1万〇〇㎡ある土地のうち320㎡を進入道路にしたいっていう話ですよ。

○名越係長

これはちゃんとした面積ではなくて、その前に契約していないみなしの畑です。畑と畑の間の道を使って、採掘する予定になっています。ここが道です。ここに道がありまして、採掘を予定している場所に行くためにこの道を使うということで、一時転用です。

○大福委員

はい。それを先に言ってください。ずっと何のことかわからなかったです。

○先山主査

最近はここを進入道路として使っている。今回、一時転用で上がってきた方は使っていないです。

○村山委員

そこはもともと山の頂上でした。その道路から今採掘するところまで全部繋がった山だったのです。それを客土の事業で平たくして、地図の左側にある土地は個人で埋直して、広い畑になっています。畑をしたことによってこれまであった段差とか高台にあっただけの土地が利便性を増しました。

少し余談ですが話をすると、昭和40年代から50年代初期まで客土の事業が町全体でありまして、そのマサト客土というものを運搬いたしました。その際に、大型ダンプカーが通った後に砂ぼこりが見えるのは想像できるかと思います。そういった状態で家を開けておれない。外から帰ると、窓枠、玄関はざらざら。まして家の中に入って炊事しようとする、まずテーブルや食材、それから流しあたりは掃除してからでないと家事にも入っていけない。

以上の状態が続きまして、住民たちが町に何とかしてくれと要求がありまして、補償金が出ましたが、その補償金を巡って内城字が2分するという悲しい歴史もあります。

そういったことについて、体験した我々の年代でなければ言えないこういうことだと思います。そして、2度とそのような被害を受けたくないという思いから、こうして提案させていただいています。

これは深い問題を残していると思いますので、十分な審議をお願いいたします。

○亘委員

質問よろしいですか。地主さんはもう貸したいという意向を持っているのでしょうか。

○村山委員

そうですね昨日の電話では、しっかり農業委員会を通じて貸したいと確認しました。なぜ契約がきちんと行われていないのか、こちらあっせんしたのはわたしではないのです。当時あっせんした早川議員に伺いたい。

○早川委員

村山委員は農業委員会を通してと言っておりましたが、相手が農業委員は使わないでやってく

れっていうことでこのようにしたのですけどね。

○村山委員

そちらは旦那さんの意見ですか。旦那さんには所有権がないですよ。結局はお嫁さんの方にその権利があると思います。この辺りの詰めというところも大事じゃないでしょうか。

○先山主査

時間を経て今地主さんも貸していいって仰っているのです。

○村山委員

そういった過去のことをさかのぼるよりも、今できることを進めていけば別に問題はないと思います。いずれにしろ、大きな事業です。それが長々と続くわけですから、一旦許可を出しますと、後でこれを覆すとか変えるとかっていうのには相当な時間がかかると思うのです。その期間にも、住民に大きな負担がかかると。

○東委員

そこへの進入道路は、この畑からしか入れないですか。住宅の近くを通らなくていい道はないですか。

○村山委員

そうですね、一応これは必ず向こうの赤い屋根の道路、そこにしか曲がりません。左に曲がりますとちょっと木とか道路幅が狭くて、恐らくですけど、大型車は通れないと思います。ですから、赤い屋根のところを必ず通ることになります。

○先山主査

ここですか、採掘の許可をもらっているところ。

(地図をしめしながら)

ここはすでに採掘の許可を貰っています。この道はそこに行くまでの進入道路ですよ。

○村山委員

別にそれに対して問題を提示しているわけではないです。

このようなことを住民に説明もなく、進めていかれると後で困るのは、迷惑を被るのは住民ですよ。農業委員としてこれは自分で発言してこの案件はもう少しきちんと整理をして、進めてもらいたいなという気持ちで今発言しています。

○先山主査

まず許可要件を満たしているかどうかから判断しないといけませんよ。要件を満たせば許可せざるをえないです。

○村山委員

以前に、そういった被害に対しての件が、国頭の沖永良部農材のバカスの飛散についてのことが出たと思いますけども。今回もっと大きい問題なると思います。その辺りどう考えておられますか。

○先山主査

被害防除ってというのは、近隣の畑に迷惑をかけないかどうかに関してなんですけど、その住民とかその辺までは農業委員会としては議論することではありません。

○村山委員

わかっています。委員会の域を超えたものだとわかりますけども、住民の代表として農業委員としている時に、このような意見をやっぱり出すべきだという思いです。

○野村会長

今回の要件は、周りの畑に、迷惑をかけないですようにね。恐らく耕作してないから。

○川畑委員

地権者の許可がいます。借りている人が何でもできるわけじゃなくて、ましてや転用になるから。畑ではなくなるわけだから、その地主さんは今の状況のことも知っているのでしょうか。

○野村会長

難しい問題ですね、なにか意見はありませんか。

○名越係長

道は道で、もともと畑にこういう道があります。写真にも載せていますが、道があるんですね。その延長で使う。

○村山委員

これは道路ではないですよ。農産物を搬出するための道路であって、もともとは前も言いましたけども山の頂上辺りなのです。それがそれだけ下がってきている。今の写真にもありますが、この山のとっぺんがここの道路まで、繋がっていいです。そういう状況であります。

○亙委員

それでわからないのが、もともとのあった道、既設とあります。ここに既設の道路と書いてあるけども、もともとそこに道があって、でもそこは登記簿的には道じゃなくて畑だった。

○村山委員

畑だと1筆になっていますよね。右側の方と、左側の方に分けて、段差がありますが、それを調査の際、1筆にしてまとめてあると思います。

○野村会長

そうするとその奥の方に行くと結構その道路っていうところとローズの畑との段差があるよね。これぐらいある。もうね、行ってみたらこれぐらいの段差がありました。それからすると1筆やれば、なんて言ったのではないかと思います。

○村山委員

いや、平坦とは限らないです畑は1筆ですが面自体は2面です。しかしそのようなことは言われてもあまり意味がないようです。

○野村会長

だから段差があるってことは道路じゃない。そこにはローズを植えてないので。いやどういう扱いになるかもそこらあたりで申請がされているから、その許可に対してどうのこうのって言うわけではありませんので。しかしね、県が許可を出している。一旦許可を出すと変えるのは大変だって話です。

○先山主査

まず畑に、農業用の施設として、皆さんの、まず自分が畑をしていて、進入道路とかありますよね。それって許可はもらいませんよね。それと同じですよ。そういう形で今使っている進入道路です。今回は、農業用の運搬ではないですよ。こういう形の運搬なので一時転用での申請を上げています。本来なら、まず農地区分をして転用許可要件を満たしているか、まず農地区分というのが農用区域内、第1種農地、第2種、第3種農地区分をしますよね。農地区分をした時の農用区域内は許可できません。第1種もできません。2種3種になると要件があるので、許可要件を満たしてればできる。

まず、農地区分をした後、また一般基準ってありますけどその一般基準が、今言われたいろんな被害防除計画があるのか事業計画があるのか後、ちゃんと資金が準備できているのか。そういうのを、一般基準、それを全部満たしていれば許可せざるをえない、その辺を皆さん審議していくということです。

今回農用区域内は除外をしないと許可できないのですが、一時転用なら要件を満たしていればできる。このようなことから、今回一時転用での申請になっております。

この〇〇氏が使っていて、その道は〇〇氏も使っているのですか？

○野村会長

そうじゃないですかね。現場で〇〇氏が使っている現場は、見たことないです。早川委員この件は〇〇氏に貸したときは貴方たち知っているの？

○早川委員

みなしですし、前に時間がなくなってきましたから、企業忠告するために、私に一任されました。

○野村会長

〇〇氏の時から契約はなかったということですね。多分ね、これは許可しないということは難しいかと思われます。できないのではないかと。受け手の許可もらったら出来ん事はないと思うから。

〇〇氏のところから被害のための対策もとるって書いてありますし、工事が始まる前に事前の説明会を開くっていうことも書かれています。そこまで一応やっていることを我々が駄目っていうことができるのでしょうか。

○村山委員

その内容がわからないということですよ。どういう対策をとるとかこれが問題ではない。このあたりをやはり文書化して、それは明らかにして、公開できるような、字民に対しても、別の関係するところにも、納得した上でなら、進めてもいいと思いますけど、今の状態では。

○野村会長

それは私も疑問点だと思います。今、この道路を使ってこのような被害が出るだろうという過程の中に、その後、対策を取ったとしても、その過程が必ず、工事と合うかどうか別の問題になって、最初に許可は出ているのだから、拒否しても仕方ないと、それよりはこの住民との話はいろんなところで、その措置をとると言っているのだからその都度話し合いをさせたほうがいいのではないか。

○村山委員

おっしゃることは分かりますが、以前採掘許可が出た場所に伺いましたが土が山のように積まれています。そこから舞い上がる埃がすごかった。そちらタブレットに収めております。こういったことは、北風の12、3mだけでも、このあたりが出元という事はすぐにわかるわけで

す。

この近く、今の場所を採掘した場合に、ここの南側にアリーナが建設されますし、周辺には民家もたくさんあります。そういった辺りで、ここから少し広げて考えますと、出る被害は甚大なもので、学校の窓を開けられないような状態にならないかと。これはあくまでも想像ですけども、ただ容易にそういう飛散はするという性質の砂であります。

ちょっと上あげてもらっていいですか。そこに白いところがありますね。中央あたりに今は土が積まれています。山のように積まれています。

それから、北風の際に、そこの今言っている問題のところから、行ってみましたが、目を開けて入れないような状態ですね。これ 100m ぐらいかと思います。こういった状態で、この近隣の住民の方にちょっと尋ねてみたら、とにかく車の埃がすごい。そういったあたりで、すでにもうこういったことであることはわかっている話です。だから、想定の話では、私は言っていないつもりですけど。

○野村会長

何かありますか。

これは今村山さんが言っている埃の件はその採掘許可を出したところが対応すべきだと思うのだけど、我々はその道路を使うための許可を出しているだけであって、それは採掘許可を出したところが対応すべきじゃないかと思えますけど、どうですか。逆に今言っている採掘している所も採掘許可をもらってやっているわけで。

そっちの方に行くと思うのだけど。誰か反論ありませんか。意見はないですか。

○松田委員

必要なのは被害が近隣住民に出るってことの株式会社〇〇との迷惑被った被害者の話し合いだけだと思います。昔みたいに集客の事業長を挙げてしているわけじゃないので、もう一般的な私的な企業というか商売などの建設をやっているのですよね。一応許可もとってやっている。もう被害を被った人と、もうその一企業との話し合いだと思います。

○村山委員

おっしゃることはわかりますが。

○野村会長

だから、それを前提に許可を出さないことは難しいと思われまます。

○村山委員

最悪、これ損害賠償とかそこらあたりには発展しかねませんよね。

○野村会長

多分それは今松田さんが言われたように当人同士の問題になっていくと思う。

○松田委員

心配があったらもう最初で、そういう近隣住民とそういう別に契約を交わすなどして企業さんから誓約書をもらう方がいいのでは。今後の委員会の関係のないところで。

○村山委員

また私自身、この話を、この場で初めてしますし、住民に対しても、別にそういった内容で話したわけではありませんので、そこらあたりは、やはり松田さんが言ったように、その個人同士でそういう処理はやってもらうようになるかと思えますけども。

ただ、安易にこういった文章の 1 つだけで、これに賛同はしてもらいたくないなと思うと

ころが私の個人的な考え方です。

○野村会長

他に何か。聞きたいことは何かありますか。拒否することも難しい。みなし自体は、みなしの解消。それぐらい許可も保留も難しい。保留出来る要件にはなっていないのです。

○野村会長

どう対応しますか何か意見のある方。

ちょっと休憩しますか。5分くらい休憩しましょうか。

(休憩)

○野村会長

そろそろ始めましょうか。

それではですね、先ほどからいろいろありますけど、この許可をする条件を満たしていますので、保留とか取り下げはちょっと適さないかと思います。また、誓約書にもその以外の対策をとるし、住民との事前の説明も行うって書いていますので、我々としては許可を出していきたいと思います。

あわせてですね、この見直しの解消だけをお願いしていったほうがいいのか、そういう結論をとりたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。

(多数挙手)

賛成多数ですので許可をおろしたいと思います。それでは次に行きますね。

議案の第3号。農用地利用推進計画の作成について。農業経営基盤強化促進法第18条の農用地利用集積計画を作成したので審議をお願いします。研修会のお客さんが到達しているみたいですので、今回はその新規だけ説明をしてください。

○名越係長

はい。じゃあすいません13ページお願いします申請番号2番、新規になります。喜美留塩道〇〇。畑。面積が4,480㎡。所有者が喜美留の〇〇氏、この方亡くなられて相続未登記ですが契約者として、奥様が契約者となります。受け人が国頭の〇〇氏です。令和6年5月1日から10年間の契約になります。

続いて、新規14ページ、申請番号4番です。玉城の長竿〇〇。畑。面積が841㎡。新規の賃貸借の契約になりまして、瀬名の株式会社〇〇さんから、玉城の〇〇氏への契約になります。令和6年5月1日からの6年間の契約になります。

続いて15ページ申請番号5番和泊上島〇〇畑1,074㎡。他2筆全面積合計3筆の全面積2,586㎡になります。賃貸借の契約になりまして、和泊の〇〇氏、と和泊の〇〇氏の契約になります。令和6年5月1日からの2年間の契約になります。

続き、申請番号6番、手々知名。瀏茶当〇〇畑730㎡、他3筆合計4筆で、全面積5,260㎡になります。こちらは喜美留の〇〇氏から、西原の〇〇氏です。契約は令和6年5月1日からの情報になります。

続いて16ページ、申請番号7番、内城下前田〇〇、畑600㎡、ほか2筆合計3筆で、計3,045㎡です。こちらは使用貸借になりまして、玉城の〇〇氏から、玉城の〇〇氏です。

契約は令和6年7月1日からの5年間になります。これ前回の、会のあっせんで保留になっていた土地の代わりに、息子さんの〇〇氏が経済課で事業、新規就農の事業で契約している関係で他の土地が必要ということで、親子間での契約になります。

次が申請番号8番、仁志赤水〇〇、畑2,467㎡。他6筆合計7筆、全面積14,797㎡です。こちらは使用貸借の契約になりまして、仁志の〇〇氏から仁志の株式会社〇〇さんへの使用貸借の契約です。令和6年5月1日からの10年間になります。

審議をお願いします。

○野村会長

最初にお願いをしておきます。その契約の期限が切れるとか、また期限の途中で耕作者が変わるとか、そういう場合はですね、地主さんの許可を必ず取ってください。勘違いをする可能性が十分ありますので、耕作者が変わるといこと、所有者に連絡をして、その許可をもらってから、できれば耕作者を代わってください。今耕作している人と次貸す人がお互い同士で話を決めることは、あってはならないことだと思いますので、お願いします。

それでは新規の方の説明を求めていきます。榮委員。

○榮委員

4番。現在〇〇園芸のところを〇〇氏が買い取ってその隣に〇〇氏の畑があるので7筆一緒にしたいということで、一応1回買いましたが、〇〇氏が亡くなったので、もう1回〇〇氏に返して、また〇〇氏にもう1回借りるか聞いたら、そうしたらもういいとのことでしたので。その畑の隣に、〇〇氏の畑があったと思ったら、尋ねたら借りてもいいよということで、一応決まりました。

○加納委員

ここは何の問題もないと思います。よろしくをお願いします。

○大里委員

〇〇氏の畑を〇〇氏が草畑として使いたいということでした。
よろしくをお願いします。

○野村会長

はい。そういうことだそうです。榮委員。

これはもうさっきの説明でいいですね。〇〇氏の方は、はい。亘さん。

○亘委員

はい。先ほどの〇〇氏の購入した場合は、株式会社〇〇に使いたいとのことでしたので全部まとめました。

○野村会長

はい、わかりました。それでは1番から8番まで、何か質問がありますか。

なければ採決を取りたいと思います。許可をすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(多数挙手)

賛成多数ですので、許可をします。それでは次に行きます。

議案の第4号。農地のあっせん申出書の受理及びあっせん委員の選任について。農地移動適正化あっせん事業実施要領第9に基づくあっせん申し出があったので、別紙の通り提出し、審議をお願いします。あっせんをお願いします。説明をお願いします。

○名越係長

19ページお願いします。すいません今回議案に地図を作るのを忘れまして別に配っております。2枚でありますので、お願いします。では19ページ整理番号1番、国頭外俣〇〇、畑、面積4,438㎡で、農用地区域内で基盤整備が進んでおります。畑かんはありません。申し出者は、国頭の〇〇氏です。希望価格は相場をお願いしますということでした。

続いて整理番号2番、国頭犬川〇〇他2筆して、全部で3筆全面積6,233㎡です。こちらも

農振区域内で基盤整備が済んでおりまして畑かんはありません。申し出者は、神戸市北区の〇〇氏で、価格は相場をお願いしますということでした。今が貸しのあっせんです。

続いて 20 ページの借りあっせんです。整理番号 1 番、玉城白平〇〇、畑、面積が 3840 m²です。申し出者は瀬名字の株式会社〇〇さんです。価格は〇〇万から〇〇万ということでした。

続いて 21 ページ、買いの申し出ですが、整理番号 1 番、玉城字後袋〇〇畑。面積が 1071 m²。農振区域内で、申し出者は、瀬名の株式会社〇〇さんで、希望価格は〇〇万です。借りたいと買いたいを出している〇〇氏なのですが、近くに自分の畑があるということで近くを希望しているということでした。お願いします。

○野村会長

はい。それでは借りのところからいきたいと思います。誰がやっていますか。

○東委員

国頭の〇〇氏のところですけども、以前は息子さんがそこを借りられていました。息子さんが亡くなったので、去年その隣にある 2ヶ所を別の方が借りることになって契約しますが、今出ている場所を次は借りたいと話をしていました。

しかし、この資料には畑かんはなしと書いてありますが、立ち上げ式のスプリンクラーがついていまして、その立ち上げ式のスプリンクラーが嫌だと最初借りたと言っていた方がおっしゃって。そのまま借りないことになっていました。こないだ電話を〇〇氏の娘さんに入れたら、まだ誰も決まっていないということだったので、じゃあこれもう貸しのあっせんのお話をいたしました。

もう 1 つ、2 番の方は以前借りていた方が解約したいということで、他の方が借りたがっていたと言われたんですけど、その方もうちはもう借りなくていいことだったのでこのあっせんをする形になりました。

○野村会長

はい、わかりました。あっせん委員は、国頭の 3 名の方でいいですか。国頭の 3 名でお願いします。あっせんの順番がありますので事務局に言ってください。

相場あっせん価格はどのくらいですか。

○東委員

スプリンクラーの立ち上げ式がついているので、できれば反〇〇前後ぐらいはどうかとは思っています。本人は、借りてくれる人がいればということではありました。

○野村会長

〇〇円ぐらいついている。あっせん価格は〇〇円で行きたいと思います。

2 番の方は、

○東委員

今までの金額に準じた形で、いいと思います。これ、2 名の方が借りていました。確か毎年、お互い〇〇万ずつ払っていたと聞いていたので。一応、1 反〇〇万。1ヶ所はローズ畑で 1ヶ所は、里芋とジャガイモ作っていたんですけどあんまりよくない。

○野村会長

今まで 2 人が使っていたということ？

○東委員

はい。また貸しになっていたようです。

○野村会長

今の話からいくとそれ全部で〇〇万ってこと。全部で〇〇万だったと思います。
全面積〇〇万ぐらいであっせんをして欲しいということです。それでいいですか。

○野村会長

では〇〇万で。これ3筆ありますのでそこで2人になったら、話し合いをしてください。お願いします。

次、借りる。借りるあっせんが玉城。あっせんは玉城と大城か。

1人じゃ駄目ですよ。名簿は一応名簿2人から出さないで。玉城と大城でお願いします。希望価格〇〇万。

○榮委員

1反が〇〇円か、〇〇円だって〇〇万増やすのかと思った

○野村会長

安いですか。それでは〇〇万でいいですよ。

○川畑委員

それは全面積〇〇万じゃない？反〇〇万だと凄く高い。いえ、これ大体、価格は1反あたり、いくらの値段から1つぐらいってあたり〇〇万円ってすごい。

○野村会長

書類を見ると反あたり〇〇万から〇〇万で借りたいということですので、それを落とす必要はないと思います。一応我々もあっせんも〇〇万から〇〇万であっせんして、あとはお互い話し合いをしてもらったらいいのではないかな、そういうことでいいですか。

その次、買いのあっせん。これも玉城と大城でお願いします。

あっせん価格は、榮委員どうですかあっせん価格。

○榮委員

〇〇万から〇〇万の間位。

○野村会長

はい。

大城、山田さんいいですか。

○山田委員

はい。

○野村会長

根折の山田さん、貴方が担当しているのですか。

○山田委員

はい。そうですね

○野村会長

契約しているの？

○山田委員

いや、みなしです。

○野村会長

何か了解とっていないですか。

○山田委員

○○氏は使っていいということで。

○野村会長

やりますよってという了解は取れているのですか？なし？みなしだから仕方ない。みなしだから売るなら売るしかないです。それではですね、あっせん価格は○○万からということでもいいですか。それでいきたいと思います。次。

議案の第五号。令和6年度農地利用最適化交付金事業に係わる最適化活動の目標設定について。説明をお願いします。

○先山主査

はい。それではご説明いたします。時間が押していますのでお願いします。令和6年度の最適化交付金事業に係る最適化活動の目標設定についてってことですが、農業委員会に関する法律で最適化活動は農業委員の必須業務となっております。毎年目標を設定して、そしてこれを公表する必要があります。昨年の実績に応じて、一応目標の方を設定させていただきました。案を皆さんの方に先にお届けしたので、お目通しいただいたかと思いますが説明は24ページ。最適化活動の目標、農地の集積、現状と課題。

現状ですが、令和6年3月時点で、農地の管内の面積が2,320 それに対して、皆様が集積をさせていただいたのが1,836haで、集積率79.1%になりました。もうちょっとで80%です。国が設定している8割までもう少しとなっています。県は9割を設定していますので、それまでもうちょっと、必要かと思いますが、今年度の目標なのですけれども、新規集積面積22haが、県の割り当てで和泊町は新規で担い手に集積する目標を22haです。新規に担い手に集積する目標を22haでお願いしますということになっております。最終的に1,858で、8割を満たすっていう目標になっております。

次に遊休農地の解消です、現在皆さんに毎年利用状況の調査をさせていただいていますが、昨年、こちらに14.8haが遊休農地として伺っていて、最終的な面積になっているのですが、これはですね、黄色区分といって農地に戻すには少し手を加えないといけない面積になっております。14.8haですね。

あと、次のページで25ページになります。3つ目の最適化活動っていうのは、農地の集積集約、あと遊休農地の解消、そして3つ目が新規参入の促進というのが、3本柱になっております。なので、25ページの新規参入促進、この目標の面積を算出するにあたっては、直近の3年間の権利移動の面積の平均の1割が目標になっています。2年度が154haで3年度が17ha、4年度が33haで平均が88haだったのでその1割が8.8ha。これが新規参入者促進する面積となっておりますのでよろしく願いいたします。

そして、最低活動の目標日数ですけれども、1人当たりの活動日数、月10日で、目標とさせていただきますと思います。よろしく願いします。

最後に、強化月間の設定目標。3回以上、目標設定してくださいということなので、昨年同様、年間3回、強化月間を設けます。7月に農地の集積で、未相続地によるみなしの解消を頑張るといことですね。8月は総点検の利用意向調査。

また、個別訪問して意向調査を行う。10月は利用状況調査で発見された遊休農地の解消に努めると。このような活動を行うということで。強化月間を設けるといことですね。以上ですね。

以上で一応皆さんに今年1年間目標として設定案として挙げさせていただきました。皆さんに審議していただいて、承認をしていただいたらこちらを公表させていただきます。よろしく願いします。

○野村会長

はい。お疲れ様でした何か質問ありますか。

○皆吉委員

この緑区分、黄区分についてお聞きしたい。

○先山主査

緑の区分はすぐにでも耕せそうな畑です。遊休地として畑として使っていないところ、そういうところは昨年、出てきていないということです。この 14.8ha はもう農地として使うには機械入れるなど、相当な労力や、お金が必要なところというふうに判断しています。これ 14.8ha も地域で地域計画の中で話し合っ、こちらをどうしても使いたいのであれば、それを解消していく話し合をやってもいいかと思います。

○皆吉委員

現状が地域で 14.8、目標は 16.4 であるのですね。黄区分。

○先山主査

これはですね令和 3 年度の利用状況調査における黄色区分の農地区分というので、令和 3 年度の農地区分を、これは入れてくださいということなので。それを、この時は 16.4ha ありましたよ。参考に。

○皆吉委員

令和 3 年度。なぜこれ、令和 3 年度ってずっと昔の記録を？

○先山主査

言った通り、要項で説明しています。こちらで動かした数字ではないですよ。

令和 3 年度基準。令和 4 年度から令和 8 年度の 5 年間で解消することになっています。あとその 22ha を皆さんの担当地区に、割合でいきまして、目標値にさせていただきますので、それはまた来月、再来月に公表してもらってよろしいでしょうか。

○野村会長

何か質問ありますか。なければついでにちょっと説明しつつ、皆さんに伝えておきます。今この活動推進のお金というのが 3 月の末にもらえたと思います。それまでずっと案分で計算していました。案分、平均とって全部一緒。それを今年も案分で行こうかなと思っていたのですが、一応今の時点では保留にします。もしかしたら案分ではないかも分からないってことですよね。あとその分けたときの方法が決まれば、その時にまた連絡します。

それと、活動記録簿、今 10 人あまりの方が入力していると思います。まだ使っていない方。早めに入力に着手してください。タブレットの講習会はもう今後予定はないです。自分で誰かを頼んでやってください。来年度になるとこの紙ベースはなくなると思います。お願いしときます。よろしいですか。それでは次、事務局の説明。

○先田局長

私の方から自分の所属を説明いたします。ちょっと時間が押していますので主立ったものだけにしたいと思います。よろしくお願ひします。会長として野村栄治さん、代理として川畑善美委員になります。局長、私先田。副担当として、名越係長、先山主査です。主な業務として 5 番の農地法第 3 条の受理、許可通知。また、6 番の農業委員会交付金事務、7 番機構集積支援事業事務、遊休農地に関する措置になります。

続いて係長の名越美希さん。副が、先田と先山照子さんです。主な業務としまして、1 番、農地法第 4 条 5 条の受理許可通知。2 番の農地中間管理事業に関する事務、委託契約事務含むです。3 番、機構集積協力金交付事業事務。4 番、担い手支援事業事務、基盤強化法に関する事務になります。

主査の先山照子さん。副が先田と、名超美希さんになります。主な事務としまして 2 番、農業振興地域整備事業計画事務、農地利用最適化交付金事業事務、6 番の農業者年金。事務の正担当となります。

任用職員の勝男麗さん、副として名越美希さん、先山照子さん、先田になっております。主な業務としまして2番の窓口業務、耕作証明書地図、農地基本台帳発行更新事務などです。あと、農地中間管理事業の、貸借契約事務、農地台帳及び情報公開システム整備の入力更新の正となります。

任用職員の逆瀬川恵さん。副として、名越美希さん、先山照子さん。先田なります。窓口業務としまして、耕作証明書、地図、農地基本台帳の発行、また4番の機構集積支援事業補助事務、利用状況調査、タブレットの事務になります。

○野村会長

細かいところは後で確認していただけたらと思います。よろしくお願ひします。そのようにして分担して頑張るそうです。合わせて先山さんが短時間勤務に変わって金曜日は基本的には休むそうです。一応それ頭に入れとってください。

次2番。年金加入推進。

○先山主査

農業者年金の皆さんのお手元に資料があります。農業者年金加入推進に係る加入推進部長を毎年推薦していただいております。昨年、川畑委員と亘委員、川畑委員は和泊中学校部、城ヶ丘校区が亘委員さんということで活動していただいて、ちょっと皆さんの協力をえまして、昨年の実績で、加入実績の功績があったということで、和泊町農業委員会は目標達成度合い、20歳から39歳新規加入者目標の達成度が、全国で第2になりました。

(拍手)

7月2日に賞状もらいに、どなたか行っていただきと思います。それで、今年も推進部長を推薦していただきたいのですけれども。また同じ方で、川畑さんと亘さんでお願いします。2人をお願いします。農業委員の皆さんもぜひ推進をご協力よろしくお願ひします。以上です。

○野村会長

あの近くにある、そういう適するなんていうか、若いものがあれば情報提供してくれたら、誰が行って話をするみたいですので。協力お願ひします。

それでは次、時期総会が5月23日の9時からここで行います。議案の提出が5月15日、臨時確認16日。5月20日に発送します。

上記のとおり相違ないことを確認し署名する

令和6年 月 日

会 長 _____.

署名委員 _____.

署名委員 _____.